

河川整備基本方針（河川法第16条）

長期的な河川整備の最終目標

○河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

＜河川法施行令第10条＞

【治水】洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること

【利水】河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること

【環境】河川環境の整備と保全に関する事項

流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること

○河川の整備の基本となるべき事項

＜河川法施行令第10条の2＞

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅
- ・主要な地点の流水の正常な機能を維持するための必要な流量

今回

静岡県河川審議会  
(令和6年3月22日)

河川及び流域の現状

治水計画・正常流量  
河川整備基本方針(原案)

静岡県河川審議会

河川整備基本方針(案)

関係機関との協議

河川整備基本方針の決定・公表

河川整備計画（河川法第16条の2）

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容  
(計画期間20年～30年)

○河川整備計画の目標に関する事項

＜河川法施行令第10条の3＞

○河川の整備の実施に関する事項

＜河川法施行令第10条の3＞

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所  
並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川整備計画(案)の作成

流域委員会の意見

流域住民意見交換会

地区協議会の意見

県民意見募集(パブコメ)

市町長の意見

関係機関との協議

河川整備計画の決定・公表

上多賀大川水系河川整備基本方針  
(案)

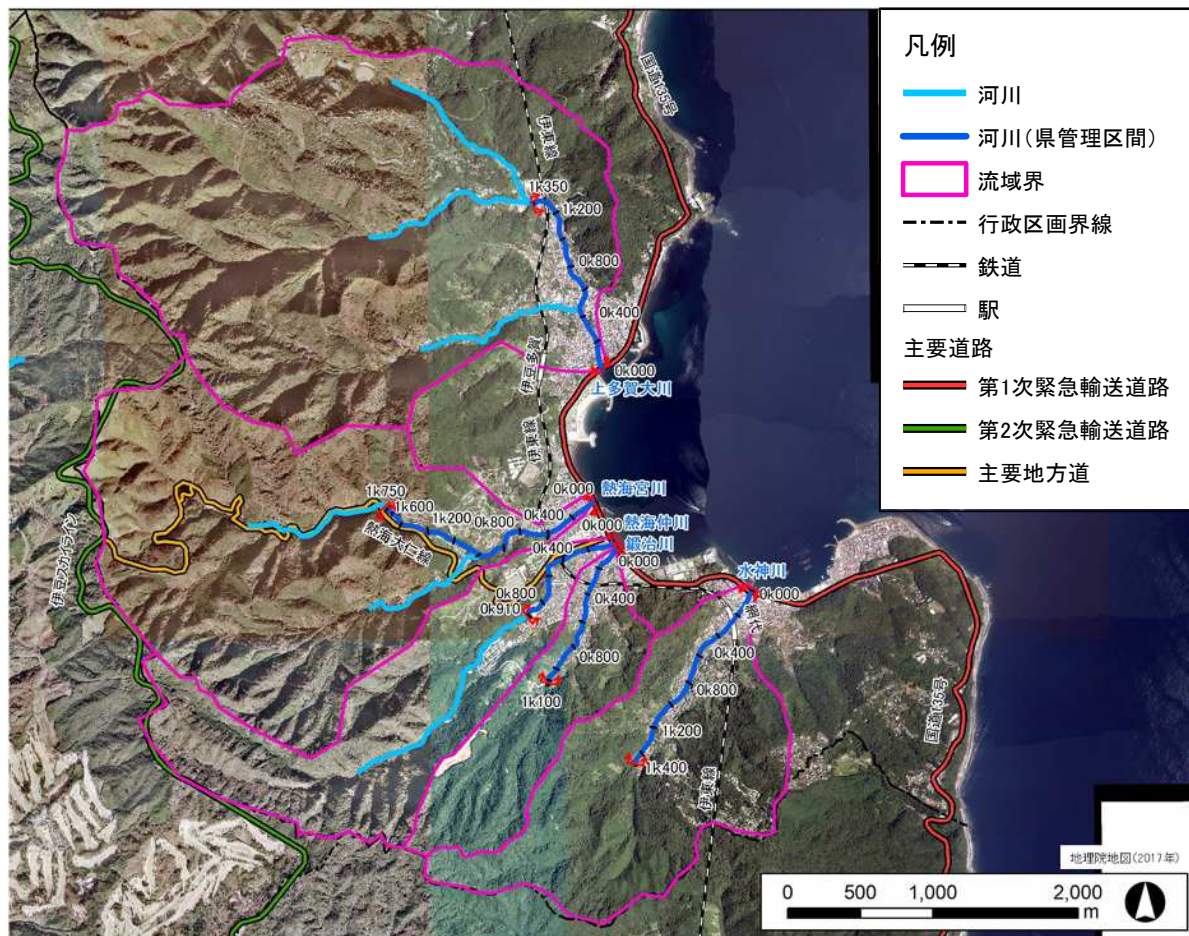
令和6年 月  
静岡県

## 今回の審議内容

## 目次

第1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
1 河川及び流域の現状	1
（1）河川及び流域の概要	1
（2）治水事業の沿革と現状	3
（3）河川の利用	4
（4）河川環境	4
（5）住民との関わり	5
2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
（1）河川整備の基本理念	
（2）河川整備の基本方針	
ア洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	
イ河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び 河川環境の整備と保全に関する事項	
ウ河川の維持管理に関する事項	
エ地域との連携と地域発展に関する事項	
第2 河川の整備の基本となるべき事項	
1 基本高水並びにその河道への配分に関する事項	
2 主要な地点における計画高水流量に関する事項	
3 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	
4 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項	
(参考図)上多賀大川水系図	巻末

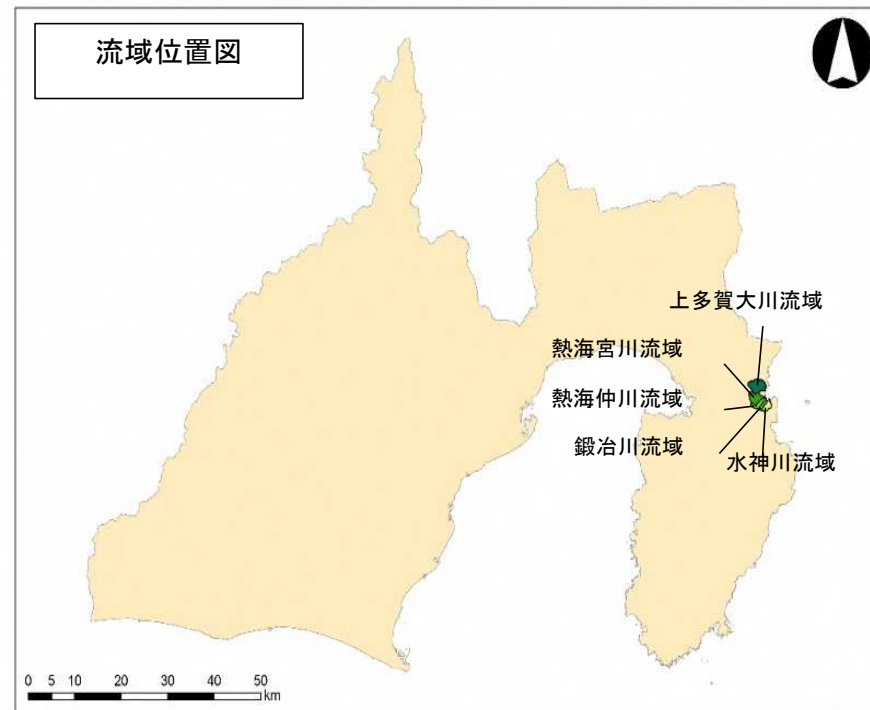
# 流域概要図



- 凡例
- 河川
  - 河川(県管理区間)
  - 流域界
  - 行政区画界線
  - 鉄道
  - 駅
  - 主要道路
  - 第1次緊急輸送道路
  - 第2次緊急輸送道路
  - 主要地方道

令和5年度第2回静岡県河川審議会  
上多賀大川・熱海宮川・熱海仲川・  
鍛冶川・水神川—資料—1

## 流域位置図



河川名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	県管理区間		
		延長(m)	起点	終点
上多賀大川	7.46	1350	熱海市上多賀字横山1083番地先	海に至る
熱海宮川	4.77	1750	熱海市下多賀上土城1520番の1地先	海に至る
熱海仲川	2.47	910	熱海市下多賀大畑660番の1地先の私道蜂の巣橋	海に至る
鍛冶川	1.32	1100	熱海市下多賀字栄盛久保1613番の2地先の床固堰堤	海に至る
水神川	2.65	1400	熱海市下多賀字黄柏洞1647番の1地先の市道黄柏洞1号橋	海に至る

## 河川整備基本方針を策定する目的

- 対象5河川は、昭和33年の狩野川台風、昭和36年の集中豪雨による被害の後、災害復旧工事により現在の河道が整備されており、年超過確率1/30規模の降雨による洪水を概ね流下させることができる河道を有している。
- 一方で、静岡県第4次地震被害想定におけるレベル1津波に対して、各河川の河口部を含む海岸は、必要となる堤防高を有していない。
- 今後、海岸と一体となった津波対策を実施するにあたり、対象5河川の将来像に津波対策の方針を位置付ける必要があることから、この度、河川整備基本方針を策定する。